

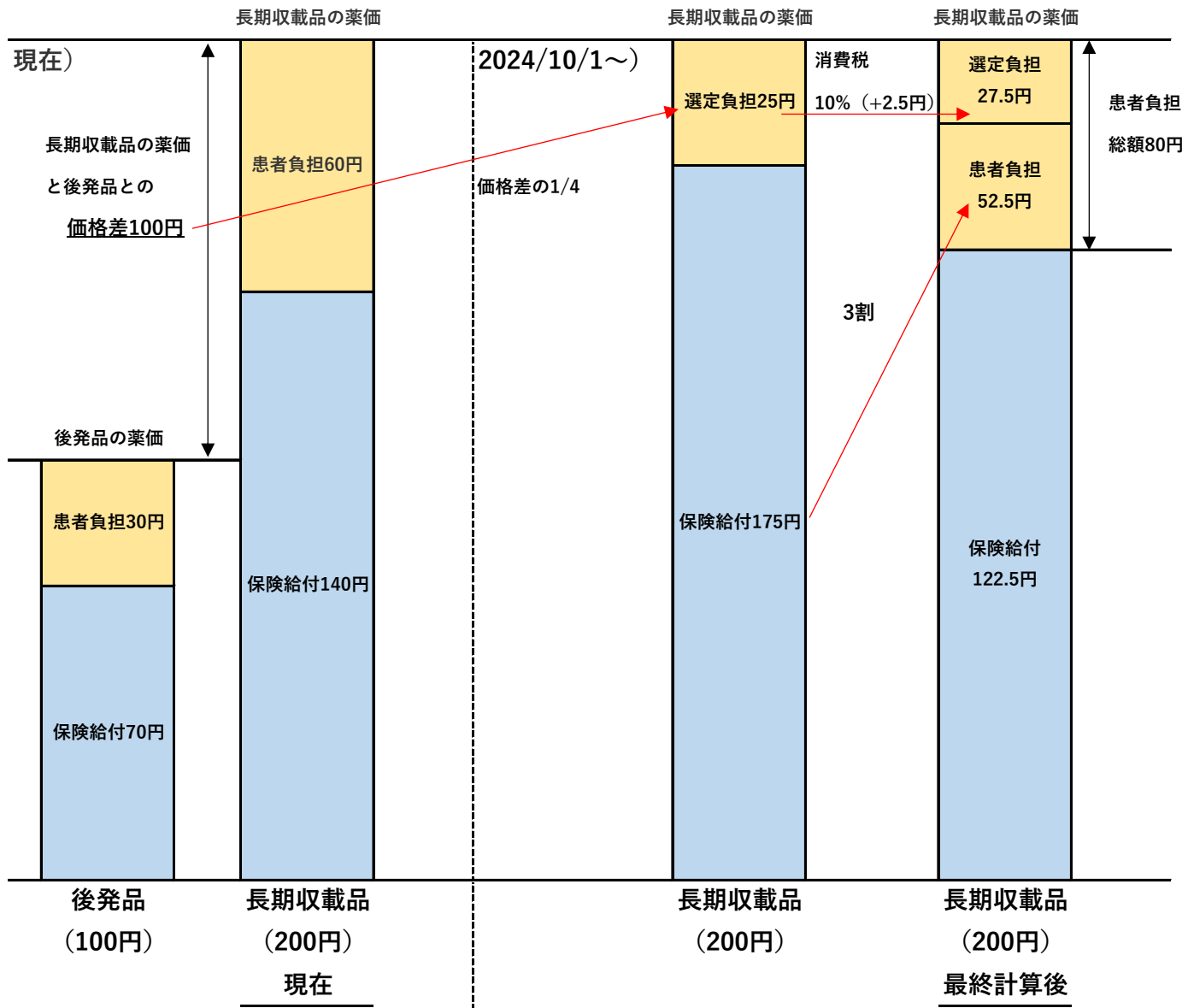
長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、処方医から医療上の必要があると認められず、外来患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。

選定療養は保険給付ではない為、消費税が上乘せされ、公費負担の方も選定療養の対象となります。

※ 処方医が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合、入院患者様は選定療養の対象外となります。

例) 3割負担の場合



※ 例の計算では、患者負担が60円から80円に変わります。後発品であれば患者負担が30円ですので、50円負担が軽減されます。

長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。

選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療になります。